

福山市新型コロナウイルス感染症入院患者駐車場使用料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症の患者については、入院の勧告等が行われた場合、感染症指定医療機関、協力医療機関等（以下「医療機関等」という。）に、概ね20日程度の入院、加療が必要となり、診療に係る費用は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定に基づき、公費負担の対象となる。しかし、入院中に利用した駐車場がある場合、その使用料は公費負担とならず、大きな負担となるため、その使用料についても助成することで、患者の負担軽減を行う。

(交付の対象)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 入院時に福山市内に居住していること
- (2) 新型コロナウイルス感染症により入院したものであること
- (3) 入院時に車両を使用し、かつ、入院期間中に医療機関等の指定する駐車場を使用していること（車両については本人所有のものかは問わない）

(助成金の額)

第3条 交付する助成金の額は、新型コロナウイルス感染症による入院期間中の駐車場の使用料とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、退院の日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市新型コロナウイルス感染症入院患者駐車場使用料助成金交付申請書
- (2) 駐車場使用料の発生した期間及び総額を証する書類（写しでも可）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第5条 前条の規定により助成金の交付申請があったときは、市長はこれを審査の上、助成金の交付を適当と認めるものについて、福山市新型コロナウイルス感染症入院患者駐車場使用料助成金決定通知書により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するものとする。助成金を交付しないことを決定したときは、福山市新型コロナウイルス感染症入院患者駐車場使用料助成金不交付決定通知書によりその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、前条の規定により、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付が適当でない認められる事由があるとき。

(書類の様式)

第7条 福山市新型コロナウイルス感染症入院患者駐車場使用料助成金交付申請書その他のこの要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年(令和2年)6月1日から施行し、施行日以前に、第2条に該当するものは、本要綱の対象とする。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。